十　「廃止措置対象施設」とは、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があったときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設をいう。

十一　「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であって、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第九号。以下「研開炉設置許可基準規則」という。）第二条第二項第七号に規定する設計基準対象施設又は同項第十一号に規定する重大事故等対処施設の設計において発生を想定しているものをいう。

イ　自然現象

ロ　発電用原子炉を設置する工場若しくは事業所内又はその周辺における発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）

ハ　発電用原子炉施設内における火災、溢水その他の発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象

十二　「大規模損壊」とは、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊をいう。

（発電用原子炉の設置の許可の申請）

第三条　法第四十三条の三の五第二項の発電用原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一　［略］

二　法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備については、次の区分によって記載すること。

イ　［略］

ロ　発電用原子炉施設の一般構造

(1)　［略］

(2)　耐津波構造（研開炉設置許可基準規則第五条に規定する基準津波に対して発電用原子炉施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）

(3)　［略］

ハ　原子炉本体の構造及び設備

(1)　発電用原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）

(i)　［略］

(ii)　燃料体の最高燃焼度及び最大挿入量

［(iii)・(iv)　略］

(2)　燃料体

［(i)～(iv)　略］

［削る。］

［(3)～(6)　略］

［ニ～ヌ　略］

［三～六　略］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

（発電用原子炉の設置の許可の申請）

第三条　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

イ　［同上］

ロ　［同上］

(1)　［同上］

(2)　耐津波構造（研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第九号。以下「研開炉設置許可基準規則」という。）第五条に規定する基準津波に対して発電用原子炉施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）

(3)　［同上］

ハ　［同上］

(1)　［同上］

(i)　［同上］

(ii)　燃料体の最大挿入量

［(iii)・(iv)　同上］

(2)　燃料体

［(i)～(iv)　同上］

(v)　最高燃焼度

［(3)～(6)　同上］

［ニ～ヌ　同上］

［三～六　同上］